

⑤高等教育の発展を目指した社会の役割についての関連施策
(高等教育への支援の拡充)

○高等教育への公財政支出の拡充と民間資金の積極的導入を図るべきである。特に、教育基本法及び教育振興の在り方の検討を見据えつつ、欧米並みの公的支出に近づける努力が必要である。
(多元的できめ細やかなファンディング・システムの構築)

○高等教育への財政的支援は、国内的のみならず国際的な競争的環境の中で高等教育機関が持つ多様な機能に応じた形に移行し、機関補助と個人補助の適切なバランス、基盤的経費助成と競争的資源配分を有効に組み合わせること(デュアル・サポート)により、多元的できめ細やかなファンディング・システムの構築を図る必要がある。

- ・国立大学支援
- ・私立大学支援
- ・公立大学支援
- ・国私を通じた競争的・重点的支援
- ・競争的資源配分
- ・学生支援
- ・学生支援の充実・体系化

○高等教育を受ける機会を實質的に保障して「ユニバーサル・アクセス」を実現する見地から、学生の多様な需要や社会的要請を踏まえつつ、学生に対する効果的な経済的支援のための関連施策の充実・体系化を図る必要がある。特に、大学院レベルでの国際的に有為な人材の育成に留意すべきである。

進める必要がある。

・ 認証評価の円滑な導入と充実

・ 国際的な質保証システムの構築への貢献

・ 自己点検・評価の充実及び情報公開の一層の促進

・ 認証評価以外の各種の評価活動の支援

・ 評価する側の適正さの担保

④各高等教育機関の在り方についての関連施策

○大学の選択に基づく機能別分化を促進する中で、各種の職能団体との連携など分野の特性に応じた設計の下での専門職大学院の創設・拡充等を図る必要がある。

○各学校種ごとの個性・特色の違いを明確にし、国際的通用性の確保に留意しつつ、相互の連携・接続の円滑化を図る必要がある。

○短期大学・高等専門学校・専門学校の各学校種ごとの位置付けや役割に応じた多様で質の高い教育の展開を支援する必要がある。

○国立大学の法人化、公立大学法人制度の創設、私立学校法改正による学校法人制度の管理運営面の改善の趣旨を生かして、国公立大学それぞれが、組織運営体制の充実、学長のリーダーシップの強化、学内組織の役割分担の明確化等を図れるよう支援する必要がある。

⑤高等教育の発展を目指した社会の役割についての関連施策

○多元的できめ細やかなファンディング・システムの構築等を通じて、国私それぞれの特徴ある発展と緩やかな役割分担、適切な競争条件の確保を目指すべきである。

○各高等教育機関は、寄附金・委託費や附属病院収入・事業収入

(二) 中期的に取り組むべき重要施策

①高等教育の量的変化の動向についての関連施策

○社会のニーズと高等教育の適切な対応関係の確保に資するため、人材養成に関する高等教育機関や産業界等の意欲的な取組の評価等の活動を継続的に推進する必要がある。

②高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化についての関連施策

○学習者の多様なニーズに対応した教育サービスの提供を支援するため、履修形態の弾力化を一層進める必要がある。

○社会人の学習意識の高まり等に対応して、学位以外の履修証明の方法の普及や社会的な定着を促進する必要がある。

○通学制・通信制の区分の在り方を含め、新時代のキャンパス像(教育・研究環境)の在り方について幅広く検討する必要がある。

○設置形態の枠組みを超えた高等教育機関間の連携協力による教育・研究・社会貢献機能の充実・強化を一層促進する必要がある。

○研究活動の中核を担う人材、教育活動の中核を担う人材、経営を支える人材それぞれの資質向上とそれにふさわしい処遇の確保を図る必要がある。

○高等教育機関の運営に関して、法務・財務・労務管理、病院経営、入学者選抜、学生生活支援、産学官連携・技術移転等の分野で活躍する専門的人材(教員や事務職員等の別を問わない)の内部育成や外部登用を活用して、幅広く厚みのある人材層の形成を促進する必要がある。

③高等教育の質の保証についての関連施策

○事前・事後の評価の適切な役割分担と協調による質の保証を推

等の自主財源確保など、多様で安定的な財源の確保を図ることが望まれる。国はそのような努力を積極的に支援すべきである。

(補論) 二二世紀初頭の社会像

(ここでは、二二世紀の我が国の高等教育の将来像を検討する前提として、二二世紀初頭に想定される国際社会及び我が国社会の姿を展望することとする。)

(一) 二二世紀初頭の国際社会の展望

○二二世紀の基本的な課題として、持続可能な発展を遂げる社会への転換が挙げられる。人口、食糧、環境、資源エネルギーなど、人類全体で取り組まなければ解決が望めない問題は枚挙にいとまがない。例えば、現在約六三億人の世界総人口は、二〇五〇年には約八九億人にまで急増すると予測されている。

○二二世紀は、地球的規模での国際協調と国際競争が同時並行して進行する時代である。世界共通の課題の増加に伴って、地球温暖化防止、生物多様性保存、世界遺産保護、SARS(重症急性呼吸器症候群)等の新興・再興感染症対策など、国際的枠組みで様々な取組がなされ始めている。同時に、二〇世紀末に東西冷戦が終結した後の経済のグローバル化に伴う市場・知的財産・人材を巡る競争の激化に象徴されるように、世界大競争時代の到来とも言える状況が現出している。さらに、EUの誕生をはじめとして、地域ブロックで連携を強めて競争力を確保しようとする動きも活発化しつつある。

○国際社会の安全と秩序の維持に関しては、東西両陣営の冷戦対

立構造に代わって、国際テロの多発や民族・宗教紛争の激化など新たな様相を呈しつつある。

○このように、国際社会が一層流動的で複雑化した先行き不透明な時代を迎える中、相互の信頼と共生を支える基盤として、他者の文化（歴史・宗教・風俗習慣等を広く含む）を理解・尊重し、他者とコミュニケーションをとることでできる力がより重要となってきた。また、国際社会は経済中心・市場万能主義から国際的な協調をも加味した新たな枠組みを模索しつつあると考えられる。

○二一世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われている。精神的文化的側面と物質的経済的側面の調和のとれた社会を追求していくことが、国際社会を構築していく上でも基調となると考えられる。

（二）二一世紀初頭の我が国社会の展望

○我が国社会は、戦後の荒廃から立ち上がり、高度経済成長期や二度の石油ショック後の安定成長期、その後のバブル期等を経ながら、二〇世紀末には新たな段階へと足を踏み入れたものと考えられる。もはや欧米の先進的な経済・文化を吸収し改良・模倣するばかりでなく、政治・経済・産業・教育、科学技術・学術、芸術・文化、スポーツ、環境等様々な領域で世界のリーダーの一員として新たなモデルを積極的に発信していくことが求められている。先行き不透明な時代であればこそ、我が国社会全体の、そして国民一人一人の力をどう発揮できるのかが問

われているのである。こうした意味でも、「知識基盤社会」化を通じた、精神的文化的側面と物質的経済的側面の調和のとれた社会を追求していくことが求められる。

○我が国の総人口は、平成一八（二〇〇六）年に一億二、七七四万人でピークに達した後、長期の人口減少過程に入り、平成六二（二〇五〇）年には約一億六〇万人になるものと予測されている。また、我が国は世界でも例を見ない速度で少子高齢化が進み、平成六二（二〇五〇）年には生産年齢人口（一五～六四歳）約一・五人で高齢人口（六五歳以上）一人を支える状況になると試算されている。人口減をどのようにとらえるか、社会のあらゆる分野でシステムの再構築が重要な課題となっている。

○我が国の経済は、バブル崩壊以後の停滞・低迷期から脱し、今後は回復・上昇局面に差し掛かることが期待される。その中で、産業構造の転換とともに産業間移動による労働力調整の必要性が増大し、雇用形態も変化・多様化して、人材の流動化が一層進むと考えられる。その過程で、いわゆる「勝ち組」「負け組」といった表現が使われるように企業間や個人間の経済的格差が拡大することも懸念され、個人の職業能力の開発・向上と再挑戦の可能な社会システムを整備することが課題となる。

○また、高齢化が進展することとともに、物質的豊かさより心の豊かさやゆとり等多様な価値・自己実現が求められていることから、生涯学習需要が一層高まると考えられる。

○我が国の地域社会の在り方として、コミュニティ（地域共同体）の解体・消失が指摘されて久しい。少子化・核家族化の進行や一人世帯の増加等を踏まえ、伝統的な地縁・血縁に代わる、新

時代にふさわしい人と人との関係性の再構築が求められる。この場面でも、他者を理解・尊重し、他者とコミュニケーションをとることのできる力がますます重要となる。

○人類にとって豊かな未来を拓く原動力となる科学技術・学術は、著しく進展し、その重要性が一層高まるであろう。とりわけ人々の知的活動・創造力が最大の資源である我が国にとって、科学技術・学術の進展は、国家社会の発展の基盤であるとともに、人類全体・国際社会への貢献のためにも極めて重要である。今後は、平成一八（二〇〇六）年度以降の第二期科学技術基本計画が定められ、科学技術創造立国に向けた取組が加速するものと予測される。

また、学問分野の融合化・総合化の傾向が強まり、地球環境や生命倫理等の課題に見られるように、科学技術・学術と社会との調和を保つことも一層重要となる。研究者の社会的責任は一層重くなるとともに、人々の日常生活の上での認識・理解もより重要となると考えられる。

（補論二）我が国高等教育のこれまでの歩み

ここでは、二一世紀の我が国の高等教育の将来像を検討するに当たり、これまでの我が国の高等教育の歩みを振り返ることとする。

（一）明治期～戦前

○中世ヨーロッパにおいて学者や学生の「ギルド（組合）」として成立した大学は、勃興する近代国家との関係でその自律性を

どのように保つかをそれぞれで試行錯誤しながら社会制度として定着してきた。関連に研究し自らの主体的な判断により学位を授与する大学には本来的に自律性が必要であるが、他方で、大学における研究活動の規模の拡大等により、国家からの支援が大学の存立にとって不可欠になってきた。近代以降の大学の発展の在り方は、それぞれの国や大学により区々であるが、共通するのは、「自律性（オートノミー）」と説明責任（アカウンタビリティ）のバランスをいかに確保するかを模索してきたことだと言つてよい。

○我が国の高等教育は、昌平学校の流れをくむ東京開成学校や医学校を合併して明治一〇（一八七七）年に「東京大学」が創設されたことを嚆矢とする。東京大学は明治一九（一八八六）年の帝国大学令により「帝国大学」となった。政府は帝国大学に対して重点的に投資を行い、帝国大学は「国家の須要」に応じた教育・研究を展開する中で自律性（オートノミー）を巡る議論の中心的な役割を果たしてきた。学校教育制度上、高等教育機関は帝国大学に限られず、大正七（一九一八）年の大学令によりそれまで専門学校に位置付けられていた私立大学が制度上「大学」となった後も、旧制大学（四九）、旧制専門学校（三六八）、旧制高等学校（三三九）、高等師範学校（七）、師範学校（五五）など様々な校種に分岐していた（数字は昭和二二（一九四七）年当時の学校数）。

○進学率は、例えば、大正九（一九二〇）年時点でこれらの高等教育機関合計で二・二％であるなど、量的な規模は極めて小さかったが、蚕糸専門学校や高等商業学校、高等工業学校のように専門分野ごとに分化していた専門学校の中には、その分野の

教育・研究において全国的な拠点となっている学校もあるなど、それぞれ独自の個性を發揮していた。このような多様な高等教育制度は、一方で複線型の学校制度で上級学校への進学に関して袋小路を生む等の弊害も指摘されていたが、個々の高等教育機関の個性は明確な仕組みであったとも言えよう。

○また、社会制度としての大学は、中世の大学においてはラテン語で授業が行われていたことに典型的に表れているように、本来的に国際性を有している。我が国の高等教育も、大学制度のモデルとしたヨーロッパだけではなく、アジア諸国も視野に入れた国際的な発展を遂げてきたことも看過できない事実である。

(二) 戦後

○昭和二三(一九四七)年に制定された学校教育法は、このような様々な旧制高等教育機関を六・三・三・四制の学校制度の中で「大学」に一元化した。旧制大学や師範学校など規模や役割、文化等が異なる高等教育機関が「新制大学」にまとめられたが、学士課程は教養教育を担うのか、専門教育を行うかなどその役割について大学全体を通じた合意が必ずしも形成されず、大学院も組織としては未成熟であった。その結果、同じ「大学」であってもその教育・研究や組織運営の在り方は、大学によっては学部や学科ごとで異なるなど多様であった。

○そのような中で、高等教育は世界的にも特異と言つてよいほど極めて速いスピードで量的拡大を果たしたが、その主たる担い手は私立大学であった。昭和三〇(一九五五)年には三一・六％であった全大学数に占める国立大学数の割合は、平成一四

(二〇二二)年には一四・四％まで低下した。国立大学は、高等教育の量的な拡大よりも、我が国の学術研究と研究者養成の中核を担うとともに、全国的に均衡のとれた配置により、地域の教育・文化・産業の基盤を支え、学生の経済状況に左右されない進学機会を提供する等の役割を担ってきたと言えよう。

昭和四一(一九六六)年に一六・一％であった大学・短期大学進学率は一〇年後の昭和五一(一九七六)年には実に二・四倍の三八・六％になるなど、大衆化する高等教育の質をどのように維持・向上するかが大きな政策課題となった。このような問題意識を持つて、学校教育制度トータルの改革構想をまとめた昭和四六(一九七一)年の中央教育審議会答申(四六答申)は、高等教育機関の制度的な種別化を提唱するとともに、国が高等教育の規模等について計画し管理した上で、高等教育に対して財政措置を行うことにより質を確保するよう提言した。四六答申の提言は、昭和五〇(一九七五)年以降に国が策定した「高等教育計画」や同年に制定された私立学校振興助成法に基づく私学助成のスタートなどの形で結実した。

なお、量的規模の拡大の多くを私立大学に依存してきたことにより、我が国の高等教育は、結果として、他の先進諸国に比べて公財政支出よりも家計支出に依存するシステムとなったと言えよう。

○高等教育機関の制度的な種別化は実現しなかったものの、四六答申を挟んで、昭和三二(一九四七)年の学校教育法制定当初は大学のみであった高等教育機関には、「高等専門学校(昭和三六(一九六一)年)」「短期大学(昭和三五(一九五〇)年、制度として恒久化されたのは昭和三九(一九六四)年)」「専門

学校」(昭和五〇(一九七五)年)が加わった。

○しかし、高等教育の質の確保を行政計画や財政支出を中心にいうという政策は、財政事情の悪化等を背景として転換を余儀なくされる。臨時教育審議会(昭和五九(一九八四)年～六二(一九八七)年)は、高等教育の個性化・多様化・高度化を政策的に進めるために、「ユニバーシティ・カウンシル」の設置とともに、大学設置基準の大綱化など自らの理念や個性を生かした各大学の創意工夫が可能となるように制度の弾力化を図り、高等教育の質を確保する手段として「大学の評価と大学情報」の公開」を重視することを提言した。

(三) 大学審議会と大学改革

○この臨時教育審議会の提言を受けて、昭和六二(一九八七)年に「大学審議会」が創設された。臨時教育審議会で提言された大学改革の方向性を踏まえ、「教育研究の高度化」、「高等教育の個性化」、「組織運営の活性化」を三つの柱に審議を行った。例えば、①「教育研究の高度化」の観点からは、機能として脆弱である指摘された我が国の大学院の量的・質的な整備や通信制大学院制度、専門大学院制度、修士課程一年制コースの創設、②「高等教育の個性化」として、高等教育の質の確保の仕組みを転換するための大学設置基準の大綱化(カリキュラム編成の弾力化)、ファカルティ・デベロップメントや履修科目登録上限制、教員資格における教育能力の重視など責任ある授業運営と厳格な成績評価、情報通信技術の活用促進、③「組織運営の活性化」の観点からは、自己点検・評価や外部評価の実施、教員の流動性を高め高等教育を活性化するための教員の選

択的任期制の導入、組織運営体制の明確化や学外意見の反映等が提言された。これらの指摘は累次制度化され、各大学の改革の推進に大きな役割を果たした。特に、自己点検・評価の実施、シラバスの作成、学生による授業評価、ファカルティ・デベロップメントの実施など、それまで大学においては必ずしも重要視されてこなかった大学教育の質を改善するための地道な取組が確実に進展した。

○高等教育の規模は、高等教育計画が策定(私立学校法上昭和五五(一九八〇)年度末までは特に必要があると認める場合を除き、私立大学や学部等の認可は行わない)こととされていたほか、工業(場)等制限区域や政令市など都市部においては、地域間格差是正等の観点から大学の新增設は抑制することとされた。されたこともあり、昭和五〇年代から平成初期にかけて大学・短期大学進学率は三七％前後で安定的に推移した。

なお、昭和五九(一九八四)年に大学設置審議会大学設置計画分科会で策定された「昭和六一年度以降の高等教育の計画的整備について」においては、一八歳人口が急増すること、また平成四(一九九二)年をピークにその後急激に減少し平成二二(二〇一〇)年には一五〇万人台になることを踏まえ、設置認可における原則抑制という原則を維持しつつ、期間を限った定員増(いわゆる「臨時的定員」)の措置を行うことが提言された。この臨時的定員は、当初平成二一年(一九九九)年度末すべて解消することとされていたが、平成九(一九九七)年の大学審議会答申「平成二二年度以降の高等教育の将来構想について」は、平成一六(二〇〇四)年度までの間に、臨時的定員の五割程度の恒常的定員化を認める方針を打ち出した。このよう

な臨時的定員の取扱いの結果、大学・短期大学進学率は平成五（一九九三）年以降の一八歳人口の急激な減少と相まって、四〇％を超えて現在ほぼ五〇％に達している。

○我が国の大学における学士課程の問題として、教養教育をどのように位置付けるかについては、戦後一貫して模索が続いてきたと言つてよい。昭和三二（一九五七）年に制定された大学設置基準では一般教育科目が必修と規定されるとともに、国立大学については、旧制高等学校の位置付けや教員養成学部との在り方に関する議論なども踏まえ、昭和三八（一九六三）年の国立学校設置法により、一般教育を担当する「教養部」を置くことが可能となった。前述のとおり、大学審議会は、それぞれの大学の創意工夫による柔軟なカリキュラム編成が可能となるよう大学設置基準を大綱化することを提言し、平成三（一九九二）年には一般教育科目や専門教育科目といった制度上の枠組みをはずすなどの大学設置基準の改正が行われた。その結果、各大学においてカリキュラムの見直しが進み、少人数教育など効果的な教育が推進された側面がある一方で、例えば国立大学では教養部の改組が進み、教養教育が衰退したとの指摘もなされているところである。

○他方、大学院は戦後、組織として未成熟なまま発足した。昭和四九（一九七四）年になって大学院設置基準が制定され、コースワークを基本とした課程制大学院の基本的な考え方が明確にされた。また、昭和五一（一九七六）年には学校教育法が改正され、学士課程を持たず大学院の課程のみで構成される大学（大学院大学）が制度化されるなど、大学院の位置付けが制度上明確になる中で、学部を基礎としない「独立研究科」や大学

院大学の設置が促進されたが、大学院の量的な規模や課程制大学院の趣旨の定着は必ずしも十分ではなかった。

大学審議会は、このような状況を踏まえ、平成三二（一九九二）年に、一〇年間すなわち平成二二（二〇〇〇）年には大学院学生数の規模を全体として少なくとも当時の規模の二倍程度とすることが必要と提言した（「大学院の量的整備について」）。また、国立大学の一部については大学院を中心とした組織編制を行うなど、大学院の整備が進み、実際に、大学院の規模は急速に拡大した（九・八万人（平成三（一九九二）年）→二〇・五万人（平成二二（二〇〇〇）年））。他方で、このように大学院の量的な整備が進む中で、①量的な規模は拡大しつつあるものなお欧米先進国に比べ低い水準にあること、②大学院における人材養成の趣旨・目的が各研究科等において必ずしも明確ではないこと、③「課程制大学院」の趣旨を踏まえた体系的なコースワークの確立等が十分ではないこと、④高度専門職業人養成の機能が十分でないこと等の問題点が指摘されていた。

なお、各大学においては、前述のとおり、大学の教育・研究の質を担保する手段として、大学評価の重要性の認識が高まり、自己点検・評価の実施、外国人研究者を含む学外の有識者による外部評価などが確実に進展したところであるが、大学の学術研究機能や人材養成機能に対する社会の関心が高まるにつれ、より客観的で透明性の高い「多面的な第三者評価」の必要性が議論されてきた。

（四）「二二世紀答申」以後

○このように大学改革は進展してきたところであるが、その過程

で大学改革の課題がより明確に認識されるようになってきた。また、一九九〇年代後半に入り、知識基盤社会への移行等により大学の教育・研究機能に対する社会の期待が極めて大きくなった。それにもかかわらず、大学教育は逆に一八歳人口の急激な減少に伴う大衆化（進学率の急激な上昇）や高等学校教育の多様化等によりその質について大きな不安を抱えることとなり、高等教育の質の確保が改めて大きな課題になった。特に、大学の人材養成機能については、オン・ザ・ジョブ・トレーニングを前提に、企業が大学に求めているのは入試を軸としたふるい分けに過ぎないとの指摘もあった。しかし、企業内教育機能が低下すると同時に、知識基盤社会においては企業で活動する上でも汎用性の高い知識を持ち自ら課題を探索し解決できる能力がますます必要となったことから、大学の人材養成機能に対する社会の期待は極めて高くなった。

○大学審議会は、このような問題に対するトータル的改革方策を示すために、平成一〇（一九九八）年に「二二世紀の大学像と今後の改革方策について」答申し、①「課題探求能力の育成」という大学教育の目標の明確化、②各大学が特色ある教育・研究を自ら創意工夫して展開できるようにその裁量を拡大、③拡大した裁量をしっかりと使いこなせる責任ある組織運営システムの確立、④各大学に対する多面的な評価システムの確立、を提言した。すなわち、それまでの大学審議会を軸にした大学改革の展開や問題点を整理し、大学改革がよりダイナミックに進展するために、今後の改革方策を構造的に体系化して示したのである。

○これにより、平成一一（一九九九）年には学士課程を三年以上

の在学で終えることが可能となるとともに、国立大学の組織運営体制の確立を図るための国立学校設置法等の改正が行われた。また、平成二二（二〇〇〇）年には大学の教育・研究の特性に十分配慮した第三者評価を行うための専門的な機関として「大学評価・学位授与機構」が創設されるなど、様々な制度改革が行われたところである。

○この「二二世紀の大学像と今後の改革方策について」以降、大学の教育・研究機能への高い期待を背景に、その基本的な考え方を踏まえて、国立大学制度や学校法人制度、設置認可、大学院制度といった大学制度の根幹についての根本的な見直しが行われた。この結果、高等教育制度の基本にわたる構造的な改革が、平成二六（二〇〇四）年から一斉にスタートすることとなった。

○すなわち、国立大学の法人化、公立大学法人制度の創設、学校法人制度の改善のための私立学校法改正など大学の組織運営改革のための制度改正が国公私を通じ出そろった。例えば、人事・会計上の規制を撤廃するとともに、学外有識者も参画した学長中心の責任ある意思決定が可能な経営体制を確立した上で、第三者評価や情報発信の徹底を図る国立大学の法人化は、一三〇年間続いた国の行政機関の一部としての国立大学を独立した法人とし、平成一〇（一九九八）年の大学審議会答申で提言された四本の改革サイクルを国立大学の管理運営に内在化させたものと言うことができる。

○さらに、法科大学院、認証評価が発足するとともに、予算上も「二二世紀COEプログラム」や「特色ある大学教育支援プログラム」が充実するなど、各大学が自らの個性を伸ばしつつ切

切磋磨する競争的な環境が醸成されることとなった。特に、認証評価制度の導入は、設置認可の弾力化と相まって、臨時教育審議会以来志向してきた大学の評価と大学情報の公開を軸にした高等教育の質の維持・向上システムへと踏み出した大きな改革である。

また、法科大学院を含む専門職大学院制度は、戦後大きな課題を抱えてきた我が国の大学院が、研究者だけではなく高度専門職業人を育てるためのしつかりとした教育課程を有する「課程制」のスクールへと大きく変貌する契機となっている。大学院が、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培」(学校教育法第六五条)うことに真正面から取り組むことは、特に社会科学系の大学院教育の大きな変革であることはもちろんのこと、学部教育にも大きな影響を及ぼすことが考えられる。

○知識基盤社会への移行は、大学が本来有すべき国際性や国際的な通用性が大学の個性的で特色ある発展にとって極めて重要であることを改めて認識させることとなった。学術研究分野での国際的な激しい競争だけではなく、大学教育が国境を越えて提供される中で、大学が教育・研究活動全般にわたって国際的な環境において国外の大学をも意識しながら切磋琢磨することが求められている。この点が、大学において改革の機運が大きく高まり、魅力ある教育・研究の展開や責任ある組織運営体制の確立に向けて各大学が積極的な取組を図っている一つの大きな背景となっている。

○一九世紀ドイツ以来の「フンボルト的大学観」は我が国の大学の在り方に大きな影響を与えてきた。この考え方は、研究と教

育を一体として結合させるといふ大学の本質を明確にする役割を果たしてきたものの、大学人を第一義的に研究者であると自己規定し、研究成果の披瀝が最高の教育であるとする考え方は、主として少数エリートに対する大学教育の時代を前提として成立するものであり、二一世紀の今日ではもはや歴史的意義を有するものではないか。フンボルト以外にも注目すべき大学観として、例えば、オルテガが、一九三〇年頃のスペインの社会状況を前提として大学の使命を①教養教育、②専門職業人養成、③「それに加えて」科学としたものや、米国のクラーク・カーが、著書『大学の効用』(一九六三年初版)の中で現代の大学を教育・研究・社会サービスの多機能を持った「マルチパーシテイ」と考えたこと等が挙げられる。大学観も時代や社会状況に応じて変貌していくべきものと考えられる。

〔補論三〕 諸外国の高等教育改革の動向

諸外国において、高等教育改革は政策の中心課題であり、様々な施策が行われている。ここでは、日本の高等教育の将来像を描く際に、特に参考とすべき事項を中心に取り上げた。

(一) アメリカ合衆国

(ア) 奨学金制度改革

奨学金事業の主な事業主体は、連邦教育省を中心とする連邦政府である。給与・貸与を合わせた奨学金は\$七四四億(二〇〇〇年度)に上り、連邦政府の奨学金額は全体の約七割を占める。主要な連邦政府事業は、学部学生の経済条件のみを要件とするペル奨学金、規定の範囲で各大学が奨学金の運営管理に責任を持つキャンパス・ベースト・プログラム(教育機会補助金給付奨学金、勤労就学奨学金、パーキンス貸与奨学金、銀行等の民間金融機関が貸し出す連邦保証貸与奨学金(スタッフワード奨学金、父母貸与奨学金)がある。大学(学部)や短期大学で学ぶ学生のうち、何らかの形で連邦の奨学金を受けている学生は五〇%を超え、州政府や大学独自の奨学金制度を含めれば奨学生は七〇%以上になる。

一九九七年二月四日、クリントン前大統領は、一般教書演説の中で、教育を将来に向けた最重要課題とし、高等教育の最初の二年間までの一四年間を全国民にとって標準的な教育にと訴えた。一九八〇年代後半から一九九〇年代前半にかけて大学授業料が高騰した現状に対応して、連邦を事業主体とする新しい形の財政援助措置「納税者救済法(Taxpayer Relief Act of 1997)」が制定され、学部一・二年学生の家庭を対象とする年間最大\$一、五〇〇(約一八万円)の減税措置(HOPE奨学金)と学部三年以上の家庭を対象とする年間最大\$一、〇〇〇(約一二万円)の生涯学習減税(Lifetime Learning Credit)等の措置が定められた。ブッシュ大統領も教育改革を最重要課題に掲げており、このような高等教育進学者に対する減税措置は、ブッシュ政権下においても継続・

高等教育機関の設置形態は、州立・地方立、私立が大半を占め、連邦立がわずかにある。このうち四年制大学は七割が私立で、残りほぼすべてが州立である。ただし、在学生数は逆に三割が私立となっている。短期大学は、機関数の六割、在学生数の九割以上が州立や地方立となっている。高等教育機関の質の保証システムは、設置・運営に関する認可等と設置後のアクレディテーションという教育機関評価制度の二つからなっている。州・地方・私立の高等教育機関の設置・運営に関する認可等については、連邦政府は関与せず州政府が行う。州によって制度は異なり、各州が設置認可及び学位授与権に関する基準を定めている。簡易な手続きや基準により大学設置が可能な州では、大学を大学以外の教育訓練機関と同様に設立することができる。

一方、各大学の教育水準を一定以上に保つため、学位や単位の水準を高等教育コミュニティで独自に承認しあう民間の評価制度「アクレディテーション(accreditation)」が発達している。これは、当該大学全体が学位授与機関としての条件を満たしていることを認定するものと、職業専門教育を中心として当該教育課程が一定の水準に達していることを認定するものとに分けられる。前者は地域ごとに設けられたアクレディテーション団体が、後者は全国的な専門団体が、認定作業を実施する。通常、前者の認定を受けていることが社会的に大学として認知される条件であり、ほとんどの州では前者の認定を受けている私立大学に州内での運営と学位授与を認めている。社会的な認知が得られる認定を実施す

る団体を判断する基準として、連邦の高等教育法により定められた連邦教育長官の承認と、高等教育基準認定協議会 C H E A (Council for Higher Education Accreditation) への登録がある。C H E A に登録された評価機関による認定を受けていない機関の学位等については、進学や就職等に際して通用性がないのが現状である。

正規の学位に対して、安易に学位等を取ってできる手段として、ディグリー・ミル(またはディプロマ・ミル)という偽学位販売業者が存在する。厳密な学問的な定義や法的定義はなされていないが、少なくとも一九世紀後半から存在する非正統的な傾向を示す教育機関を指して米国内で呼ばれている。米国外にも存在するが、特に米国は高度資格社会であり、より高次の学位や証明書等を有することが就職・転職に有効であるため、ディグリー・ミルが活用される温床がある。今日のオンライン教育の隆盛を背景に、オンライン・ディグリー・ミルが登場し、また裏付けなく認定を行うアクレディテーション・ミルも見受けられるような現状にある。スパムメール、オンライン広告、迅速な電子決済サービスなどの氾濫のため、正式な遠隔教育と区別することが、以前にも増して難しくなっている。

(二) イギリス

(ア) 高等教育制度検討委員会(「リアリング委員会」) 報告

一九九六年五月に政府の諮問機関として発足した高等教育制度検討委員会(委員長:デアリング卿)は、爾後二〇年間に於ける国家的必要に見合う高等教育の在り方について、大学人に加え財界・産業界の代表などを委員として調査・審議を行っ

た。翌年七月に、国際的な経済競争の時代に継続的な高等教育の拡充なしに英国の繁栄と国際的な地位を確かなものにするにはできないとする報告書「学習社会における高等教育の将来」(Higher Education in the Learning Society) を提出した。報告書は、全二四章から成り、財政審議会、研究審議会、雇業者団体を含めた広範囲な対象に対する九三の勧告を含む。報告書では、過去二〇年間に、学生数の倍増、公的補助の実質的減少、パートタイム学生や成人学生の増加などの大変化を経験したが、知識・情報重視型の世界経済秩序、継続的な能力開発を求める労働市場、情報技術の進展など環境の変化が激しく、高等教育においてはさらなる改革が求められるとして、数値目標を示すなど下記のような具体的な提案を行っている。

① 高等教育の拡大

(a) フルタイム高等教育の在学率(三三%)の四五%以上への引上げ

(b) 準学位(sub-degree)授与数の拡大、その後学士以上の学位の授与数の拡大

(c) パートタイム学生への支援充実

② 高等教育財政の改善

(a) 受益者負担原則の導入。例えば、£一〇〇〇/年(約二〇万円/年)の授業料の導入

(b) 国の高等教育費予算の削減幅の軽減

(c) 政府は、長期的には公財政支出高等教育費の対GDP比を増加

③ 高等教育の機能と教育内容の改善

(a) 世界トップクラスの高等教育制度の確立

(b) 教育面における高等教育教員の専門性向上と資格制度の導入

(c) 深い専門性とともに幅広い知識・教養の習得等の教育内容の改善

④ 高等教育の水準・質の向上

(a) 高等教育水準評価機関(QAA)の機能強化

(b) 研究評価(RAE)の改善

(イ) 高等教育白書

高等教育白書「高等教育の将来」(The future of higher education)は、今後の主な政策と政府支出見通しの公表(二〇〇二年七月)を受け、ブレア政権二期目の高等教育政策を示すものとして、二〇〇三年一月に発表された。白書は、知識主導型経済における国民全体の教育・訓練水準の向上や大学の教育力向上の必要性を説くとともに、国際的に見た英国の研究力の相対的な地位低下に対する危機感を表明し、研究環境の重点的整備の必要性を強調し、高等教育の拡大や財政改善、研究費の増加、産学連携などの施策を打ち出した。主な内容や施策の方向性は、一九九七年の政府諮問委員会報告書に示された枠組みを踏襲しつつ、おおむね二〇一〇年前後の完成を射程に入れ段階的に実施されるものとし、下記に示すような具体的な施策を含んでいる。

① 高等教育の拡大と進学機会の充実

(a) 青年層の五割に高等教育の機会を保障

二〇一〇年までに青年層(一八〜三〇歳)の五〇%に高等教育を保障する(現在は四三%)。特に二程度度の職業志向の応用準学位の普及を図る。低進学地域生徒や非伝統的学生(成人学生)の進学を促進する。

(b) 授業料後払い制の導入

二〇〇六年から最高£三、〇〇〇(約六〇万円)の授業料徴収を認め、事前納入制から学生ローン返還方法に代う卒業後払い制へ。授業料免除制度は継続(現在約四割の学生が免除)。

(c) 修学困難学生奨学金(Higher Education Grant)の導入

二〇〇四年から、年収£一万(約二〇〇万円)以下の低所得家庭の修学困難学生を対象に年額£一、〇〇〇(約二〇万円)の奨学金(給与)を導入する。

(d) 学生ローン(貸与奨学金)の返済

二〇〇五年四月から、返済は卒業後年収£一・五万(約三〇〇万円)を超えた時点から開始とする(現在は年収£一万(約二〇〇万円)を超えた時点)。

② 高等教育財政の改善

(a) 公的補助金の増額

科学技術研究費を含む高等教育支出を二〇〇五年度に£一〇〇億程度(約一兆円)まで増額し、二〇〇二年度比で三割(対GDP比〇・一ポイント)増とする(二〇〇〇年度対GDP比〇・七%)。

(b) 授業料額の大学裁量拡大

二〇〇六年度から各大学が専攻分野別の授業料を課せる。ただし、標準額(二〇〇二年は£一、一〇〇(約二万円))以上の場合には定数や進学制度等について政府と合意を結ぶ。

(c) 寄附金(endowment)など自己財源の強化

個人や企業・団体の寄附の拡大など大学財政の基盤の充実を図る。このため、寄附に対する税制上の優遇措置などについて検討委員会を設ける。

③教授・学習活動の質的向上

- (a) 卓越した教育拠点の指定
大学における教育を重視し、優れた教授活動を行う機関（学科レベル）に年額五〇〇万（約一億円）を五年間与える。二〇〇六年までに七〇の拠点を指定する。
- (b) 高等教育教授適格基準の設定
高等教育教員に求められる専門的教授能力を示す高等教育教授適格基準を二〇〇四年に設け、新教員は基準に沿った能力証明を二〇〇六年以降得るものとする。

④研究環境の整備

- (a) 科学研究費の増額
二〇〇五年度に五二・六億三、三〇〇万（約五、二六六億円）とし、二〇〇二年度比で四割増とする。
- (b) 研究資金の集中と研究協力の推進
研究資金を研究型大学に集中させ効果的な運用を図る。同時に機関間や分野間の研究協力を推進する。

⑤産学連携の強化

産業との連携を促進・強化する観点から、高等教育革新基金（HEIF）の拡充を図る。HEIFは、大学発企業の設立、地方企業による大学の資源活用を促す補助金で、政府は教育及び研究補助金に次ぐ第二の補助金と位置付けている。

(三) 欧州連合（EU）

(ア) エラスムス計画

域内の国際競争力の向上のための人の交流の促進を目標として、欧州域内の学生交流「エラスムス計画」が一九八七年に開始

されたが、一九九三年のEU発足後は、「ソクラテス計画」（総合的な教育交流計画）に高等教育分野として組み入れられた。エラスムス計画は、現在、第二段階目（二〇〇〇～二〇〇六の七年間）の計画が進行中である。

①学生・教員の交流促進

域内留学促進のため、奨学金を給付（一九九九年に学生二万人、教員一万二〇〇〇人）。

②教育課程の共同開発等支援

三か国以上の高等教育機関による教育課程や単位の共同開発等に資金援助。二〇〇〇年に約二、七〇〇機関が参加している。

③欧州大学間単位互換制度（ECTS）

国際的互換性のため、学習量（credit）という統一尺度）と成績評価を標準化する。

(イ) ボローニャ宣言

域内の国際競争力の向上の基盤としての学位等の国際的通用性の確保が肝要であるとの立場から、「欧州高等教育圏」の構築のための欧州各国の共同宣言として、一九九九年欧州二十九か国の教育大臣が署名して採択された。欧州域内の高等教育に学位システムと単位制度を中心とした共通の枠組みを構築し、人の交流と欧州域内の高等教育の国際競争力の向上をねらいとしている。二〇一〇年までに下記の六つの課題の達成に努めることを署名国に求めている。その後、改革内容の進捗状況を二年ごとの会合で把握する「ボローニャ・プロセス」が進行しており、国際的通用性を確保する質の保証の重要性や、世界貿易機関のGATS協定における国境を越えた高等教育の提供の問題への対応等の視点も踏ま

えた内容へと更新されている。

①比較可能な学位システムの導入

域内流動・就職可能性を高めるため、二〇〇五年までにディプロマ・サブリメント（学位の学修内容を示す共通様式）の本格的導入を進める。

②学部と大学院の二段階構造を導入

第二段階（大学院）進学条件として最低三年の第一段階（学部）の修了を課す。

③単位制の確立

欧州大学間単位互換制度（ECTS）を確立する。

④障害を取り除き、人の移動を最も効果的に実現

学生に学習と職業訓練の機会を提供する。また、教員・研究者・行政官に欧州全体の枠組みの中で研究・教育・職業訓練活動を行う期間を設ける。

⑤質の保証のためのヨーロッパ域内協力の推進

欧州質保証ネットワーク（ENQA）において、比較可能な基準・方法論を開発。

⑥高等教育におけるヨーロッパの特質を促進

カリキュラム開発、機関レベルでの協力、流動性向上のための方策、学習・教育訓練・研究プログラムの統合に配慮。

(四) ドイツ

(ア) 高等教育大綱法の改正

学生紛争をきっかけに一九六〇年代後半に各州が独自に高等教育法を制定した。一九六九年の連邦共和国基本法（憲法相当）改正で「高等教育制度の一般的原则」に関する大綱的立法権が与え

られ、一九七五年に各州の高等教育法の最大公約数的全体像として高等教育大綱法が制定された。一九八五年の第三次改正では、多様化による競争促進を目的として、個性的な高等教育の発展を促すこととし、管理運営面では学長制以外の形態を加え制度的充実を図り、入学者決定を認める大学の裁量権の拡大と教育責任の強化を行った。第四次から第六次改正までの主な改正点は下記のとおりである。

①組織運営の柔軟化

既存の極めて詳細な管理運営、教育・研究組織等の規定を削除し、高等教育機関の法的形態及び自治権、州による監督の規定のみとした。

②業績評価の重視

予算配分への業績主義の導入、機関評価の実施

③入学者決定システムの修正

自校選抜方式の拡大

④国際化を基軸とした学修構造の再編

学修と試験の弾力化、単位制・学士及び修士学位の導入、長期在学の対策強化

⑤若手研究者養成を基軸とした教員制度の再編

準教授の新設と助手相当職の廃止、教授資格の廃止、教授への任用条件の変更、学内昇進の一部許容、博士志望者への組織的対応の充実

⑥その他

授業料徴収を可能とする例外規定、学術分野への女性進出支援

(イ) トップ大学プログラム

ドイツでは、すべての大学で同質の研究・教育が行われるという大前提が維持されている。近年には、研究・教育に関する大学評価も導入され、評価結果に基づく予算配分も一部の州で行われ、競争的環境の整備が進められているが、連邦全体で二部の大学を別格に扱うことはなかった。二〇〇四年一月六日発表の連邦政府政策綱領「アジェンダ二〇一〇 第一部」中の「エリート大学」の記述について、シュレーダー連邦首相は「エリート」というものが、出自ではなく業績から生まれるのであれば、「エリート大学」という概念に問題はない」と説明した。翌七日に、連邦首相とブルマーン連邦教育研究大臣は、国内全大学の牽引役となる「トップ大学」一〇大学を既存の大学の中から選抜し、重点支援を行う構想を明らかにした。

連邦教育研究省は、オックスフォード大学、ハーバード大学等の具体名を引き合いに出し、国際競争力強化を目指す高等教育機関にプログラムへの応募を呼び掛けている。応募資格は、国内の高等教育機関とされ、大学に限らず高等専門学校も応募できる。第一次募集は二〇〇四年夏に開始され、国内外の専門家による審査を経て最大五校が決定される。選ばれた大学は、二〇〇六年から五年間、年額最高五、〇〇〇万ユーロ(約六五億円)の研究助成(奨励金)を受ける。第一次で採用されなかった高等教育機関を対象として、第一次の助成期間が終了する前に第二次募集が実施される。トップ大学の選考基準として、優れた学術研究能力、管理運営能力、学生の指導、国際化、学外研究機関との協力における業績が挙げられている。

② 「拠点大学地区」の設置

全土を八つの「拠点大学地区」(P.U.P. (Poles Universitaires Provinciaux))と称する地理的区分に分け、各P.U.P.は、地区内に設置されているすべての高等教育機関からなる一つの有機的な高等教育機関のネットワークを形成する。個々の機関は研究・教育及び管理運営の自治を確保しつつも、教育課程の策定に当たって相互の協力・連携を強化して機関間の編入学を円滑なものとし、学生の流動性を高める。

③ 大学とグランゼコールの接近

大学とグランゼコール相互の教育課程の比較・対照を容易にするとともに、教育課程の策定に当たって教育の接続に留意すること。これにより相互の学生の移動(進学、編入学)を促進するとともに、一部のグランゼコールに比べて社会的評価の低い大学の地位を向上させ、特に大学で新しいメトリクスや博士学位を優秀な成績で取得した者に、政財官各異界幹部就職への門戸を開く。

(イ) 高等教育改革プラン

「高等教育の欧州モデル構築に向けて」を受け、国民教育大臣が今後の大学改革の必要性とその基本方針について大学学長会議との合意を踏まえて、一九九九年から本格的に着手する高等教育改革の全体案を一九九八年一月三〇日に明らかにした。

高等教育進学率が五〇%を超えつつある現在、大学の役割も変化しつつあり、社会のニーズに応じた教育の提供や生涯学習の理念に沿った市民の資質向上という観点から、大学改革を進めねばならないという認識に基づき、一九九九年秋の新学期からの実施を目指し、教育関係者を中心に幅広い意見を集めて提案された。

(五) フランス

(ア) 「高等教育の欧州モデル構築に向けて」報告書

アレクセル国民教育大臣(当時)は、二二世紀には「EU統合の進展、人・物・資本・情報の移動の地球規模化、科学技術の加速度的革新」が予測され、こうした社会・経済の変化に対応してフランスが高い経済競争力を築いていく際、その中心的役割を担う高等教育も時代の変化に即応する必要があるとの認識を示した。この認識に基づき、高等教育の今後の在り方、問題点とその解決策を示した報告書「高等教育の欧州モデル構築に向けて」が一九九八年五月に公表された。

報告書では、高等教育を通じた国民の教育・職業資格水準の引上げが不可欠であり、今後の高等教育の役割を、エリート養成ではなく、すべての学生が平等に各人の可能性を見いだし各人の個性に応じた卒業後の社会生活に必要な知識・技術を十分に習得するための場を提供することであると強調している。また、長期的には、EU統合の進展にかんがみ、現在は各国がそれぞれに定めている教育制度に代わる、EUの共通モデルをフランスが主導権をとって提示するべく、改革を進めていくべきであるとしている。主な提言は以下のとおりである。

① 大学の教育課程区分改革

教育課程の年限の区分を、現行の「三―四―八」制から基本的には「三―五―八」制に改める(イ)①参照。二年修了時の大学一般教育修了証(D.E.U.G.、三年以内に取得しない場合は退学)の取得がリサンス取得課程(第三学年)への進級要件である。D.E.U.G.までの在学期限を廃止しリサンス取得に至る学生の比率を飛躍的に高める。

その具体的な施策は以下のとおり。

① 「三―五―八」制の導入(欧州諸国との教育段階区分の調和)

(a) 大学とグランゼコールの接近：両者の教育課程区分等の調整と相互の学生の容易な編入学

(b) 三―五―八制：学士相当のリサンス取得に三年、修士相当のマスター取得に通算五年、博士取得に通算八年(現行はリサンス取得に三年、メトリクス取得に通算四年、博士取得に通算八年)

② 学生福祉計画(学生生活の向上支援)(一部一九九八年より実施済み)

(a) 国・地方の給与奨学金の受給者数の増加と、奨学金単価の増額

(b) 奨学生の選抜基準の見直し(優秀かつ経済的困難な学生優先)

(c) 学籍登録料や社会保障分担金の支払い免除

(d) 学生寮の新増築など

③ 「第三千年期の大学」計画(大学の新增設)

(a) 一九八八年の「二〇〇〇年の大学」の後を受け、策定・導入される政策プログラム。

(b) パリ首都圏地域を中心に、大学の施設設備の拡充を図る。

(六) 中国

(ア) 中華人民共和国高等教育法

一九八〇年代からの教育法体系整備の一環として、学位条例、義務教育法、教師法、教育法(教育基本法に相当)、職業教育法を制定。一九九八年八月二九日には高等教育法が可決され、翌年

一月一日施行となった。高等教育法は、八章六九条から成り、基本的制度、高等教育機関の設置管理、組織・活動、教員・学生の処遇、教育費などに関する原則を示している。一九八〇年代以降の高等教育改革による現在の制度を法律として改めて規定したものであり、主な内容は下記のとおりである。

①「法人格」の付与と自主権の拡大

国立及び私立を問わず、設置認可の日から法人格を有すると規定している。また、従来どおりであるが、機関権限として、専攻の設置・変更、教育課程の編成、入学定員の設定、内部機構の設置・定員、経費・財産の管理等が認められている。さらに、一九八〇年代後半から採用している教員契約任期制を実施すると明記された。

②国立高等教育機関における党指導の学内管理体制

共産党委員会の指導下の学長責任制により、学内の重要案件は党委員会が決定。

③多様な財源による教育費の調達

公財政を主としながら多様な財源で高等教育費を補う体制の確立を規定し、多様な財源として、授業料、企業運営、研究成果の移転による収益等を挙げている。

④高等教育機関に対する外部評価

教育の質について国家が定める水準に達していることの保証を義務付け、機関の運営水準・教育の質について教育行政部門の監督と評価を受けることを定めている。

(イ) 二世紀に向けた教育振興行動計画

教育改革の指針（一九九三年）及び教育法（一九九五年）に基

づき、二世紀初頭までの具体的な教育政策の目標と措置を提示する「教育改革及び発展のための総合プロジェクト」として一九九一年一月に国務院が承認制定した。

具体的には、基礎教育の普及と質向上、高等教育の教育・研究の水準向上と経済発展への貢献促進、遠隔教育の発展等を通じた農村部や成人の教育機会拡充、教育投資の確実な拡大等を目指している。二〇一〇年までの高等教育の目標として、高等教育在学率一五％、一部大学・専攻領域の世界的水準への向上などがあり、高等教育に関する主な政策措置として下記のものがある。

①高度・創造的人材プロジェクト

特別契約教授（民間資金による好待遇ポスト）の設置、優秀な若手研究者一〇〇人／年の支援、優秀な博士論文二〇〇編／年の選定・奨励

②現代遠隔教育プロジェクト

中国教育科学ネットワーク、衛星テレビ教育の拡大及びこれらを利用する継続教育制度の確立

③教育投資の確実な増加

公財政支出教育費の対GNP比四％達成への努力、中央政府支出総額に占める教育支出の比率を二〇〇〇年までに三％引上げ（一九九七年六・二％）

(七) 韓国

(ア) 世界を目指した大学づくりに向けた大学改革

一九八〇年代半ば、二世紀の韓国社会を支える自主的、創造的、道徳的人間の育成を目指して教育改革が開始された。その後、開かれた学習社会への転換を目指す改革の視点も追加さ

れた。一九九八年の金大中政権も、「教育を基礎とした国家振興」を宣言し、創造性の育成を目指した教育改革を積極的に推進した。高等教育については、一九九〇年代、大学の個性化や多様化を進め、規制緩和や大学評価、入試改革を推進し、「世界水準を目指した大学づくり」のための集中投資などを展開した。実施された大学改革は下記のとおりである。

①大学入試制度の改善（選抜方法・基準の多様化）

受験競争の過熱解消のため、二次試験を軽減する方向で改革を行い、二〇〇二年から大学ごとの二次試験（筆記試験）を全面禁止した。

②大学の多様化・個性化（大学の裁量の拡大）

一九九五年の改革案により、複数学科の履修、複合分野の学科設置、設置基準の弾力化、大学による入学定員の決定などが可能になった。

③大学評価

教育・研究水準の維持・向上を目的に、一九九四年から大学連合組織である韓国大学教育協議会がアクレディテーション方式の機関評価を実施。二〇〇〇年までに全大学を認定し、結果を四段階で公表。一九九九年からは学科別評価を開始した。

これとは別に、国の組織である教育部（現教育人的資源部）が一九九〇年代末から大学評価を開始し優秀校には財政支援を行っている。

④「頭脳韓国21(BK21)」(特定大学・学科への集中的投資事業)

一九九九年から、世界水準の研究大学育成や地方大学の競争力強化を目的に、分野別に複数大学で形成された「事業団」に対し集中投資を実施。投資総額は七年間で約一、六〇〇億円を計画し

ている。

⑤国立大学改革(再編・統合、自律化、競争原理)

二〇〇〇年から、類型別(研究、教育等)に全国七ブロックに分けて再編・統合し、自律的運営、教員の任期制と業績による処遇、第三者機関「大学評価委員会」の評価結果に基づく予算配分を推進している。

⑥大学におけるベンチャー企業育成

大学内で教員などによるベンチャー企業の創業が活性化。大学教員に兼業が認められ企業代表及び社員になれることとした。また、大学内に起業を育成支援する「ビジネス・インキュベーター(創業保育センター)」を設置。

(イ) 専門大学院

頭脳韓国21(BK21)には、知識基盤社会の到来に備えて種々の分野の専門家を育成するため、「専門大学院の育成と導入奨励」が盛り込まれていた。これにより、学問の基礎理論の生産と学術研究の人材育成を目指す「一般大学院」、専門的職業分野で優秀な人材の育成を目的に実践的な理論の開発や応用を学ばせる「専門大学院」、そして、サラリーマンなど一般社会人に対する継続教育を施す「特殊大学院」の三種類に大学院は区分されることとなった。BK21では、「経営大学院(MBA)体制の本格的導入」などが掲げられ、一般大学院は定員を抑制する傾向にあるが、専門大学院、特殊大学院は定員を大きく増やす方向としていた。しかし、当時から、医師養成・法曹養成・教員養成に関する専門大学院も育成するという目標があったが、結果的にはBK21には反映しないうで継続して検討することとなっていた。

① 医・歯学専門大学院

医療現場を希望しない医大生が年々増加する傾向にあり、医師養成機関の改革が二〇〇一年以降重要な課題となった。検討の結果、従来の知識中心型の医師ではなく、実能力や患者との対話能力などの実務能力を備えた医師を育てる医・歯学専門大学院（四年制 医・歯務修士）が二〇〇五年度より設置されることとなった。専門大学院への入学者選抜では、入学希望者に義務付けられた医・歯学教育適性試験と、大学ごとに実施される面接や筆記試験に基づき、合否が判定される。適性試験の結果は大学別に約三〇％から七〇％程度反映される。

二〇〇五年度に開校される医・歯学専門大学院は、全部で八校であり、医学・歯学を合わせて五〇〇名の定員募集が行われている。これにより、激しい受験競争を勝ち抜き医・歯学部に入学生業優秀な一部の人だけでなく、本来に医師になりたいと望む一般の学位資格取得者に対しても、医師の道が開かれる。同時に、より専門的で実践的な医師が養成され、医療問題の多様化に対応できる人材が育成されることが期待されている。

② 法学専門大学院

現行の司法試験制度では、厳しい筆記試験等によって知識に重点を置いた選抜方法を行っているが、韓国社会の情報化や国際化に伴い、法曹の能力に対する社会的要求が「知識」から「実務」へと移行してきている。これを受けて、司法改革委員会は、現行の司法試験制度の見直しとともに、より現場に近い実務的能力の養成について検討を行ってきた。この結果、二〇〇四年九月末までに「法曹養成・選抜制度改善案」をまとめる方針を明らかにした。現在審議されている改善案によれば、二〇〇八年より法曹を

専門的に養成する法学専門大学院（三年制）を開校し、それに伴い司法試験制度も改善する予定である。具体的には、下記のとおり。

○現在の司法試験合格者（年一、〇〇〇人）を考慮した上で、法学専門大学院の定員を一、二〇〇人とし、司法試験合格者が約八〇％となるようにする。

○入学選抜の具体的な内容及び方法は未定であるが、学部時代の成績と語学能力、適性試験、社会活動の経歴などを総合的に考慮する。

○法学専門大学院の卒業者が出る二〇一一年から二〇一五年の五年間は現行の司法試験制度と改善後の選抜制度を併行させ、現行制度との接続を行う。

○低所得者のための奨学金制度を準備する。